

役員報酬等規程

社会福祉法人がじまる福祉会 あはごん保育園

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人がじまる福祉会（以下、「法人」という。）の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事および監事をいう。

(理事会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により役員報酬を支払うことができる。

(役員報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合の交通費は、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程の定めるところにより報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

別表 1

名 称	報 酬（1回につき）
理事会出席報酬等	5,000円

別表 2

名 称	報 酬（1回につき）
理事長業務報酬	5,000円
理事及び評議員業務報酬	5,000円
監事監査指導報酬	5,000円

附則

この規程は、平成19年4月1日より適用する

この規程は、平成25年4月1日より適用する